

## 1 中央市障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 20 日

告示第 35 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号

平成 26 年 3 月 17 日告示第 11 号

(設置)

第 1 条 中央市障害者福祉計画の策定に当たり、広く識見を有する者や社会福祉関係者の意見を求めるため、中央市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、中央市障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議し、及び検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公益代表
- (2) 各種団体代表
- (3) 社会福祉関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の代表

(任期)

第 4 条 委員の任期は、中央市障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員の互選により、次の役員を各 1 人置く。

- (1) 会長
  - (2) 副会長
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、会長が招集し、会長はその議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平 19 告示 13・一部改正)

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 2 月 20 日から施行する。

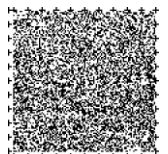
附 則(平成 19 年告示第 13 号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

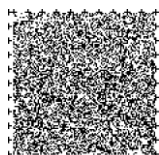
この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



## 2 中央市第5期障がい福祉計画策定委員名簿

任期 平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

	区 分	氏 名	役 職 名	備 考
1	公益代表	中野 宏子	民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	会長
2	障がい当事者	渡邊 徳仁	障がい者支援施設 ル・ヴァン 従事者	
3	障がい者団体	矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会 会長	
4		赤池 直子	ドラえもののポッケ 会長	
5	障がい福祉事業 従事者	鮎沢 愛	(福)中央市社会福祉協議会 地域福祉課長	副会長
6		遠藤 大津磨	あんど遊 本部長	
7		浦野 友美	障害者支援施設 ル・ヴァン サービス管理責任者	
8	識見を有する者	飯室 正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
9		阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 「穂のか」 相談支援専門員	
10	関係行政機関 の代表	弦間 加代子	中央市役所 健康推進課 副保健師長	



**中央市**  
**第5期障がい福祉計画**  
**第1期障がい児福祉計画**

平成30年3月発行

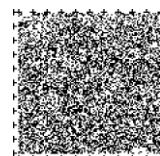
発行／中央市 福祉課

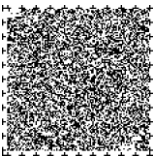
〒409-3893

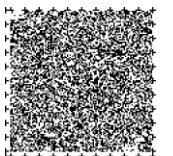
山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

TEL 055-274-8544

FAX 055-274-1125









# 中央市

